

平成30年第3回上里町議会定例会会議録第3号

平成30年6月11日（月曜日）

本日の会議に付した事件

- 日程第 7（町長提出議案第41号）上里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8（町長提出議案第42号）上里町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9（町長提出議案第43号）上里町長の給料の特例に関する条例について
- 日程第10（町長提出議案第44号）物品購入契約の締結について
- 日程第11（町長提出議案第45号）監査委員の選任について
- 日程第12（町長提出議案第46号）平成30年度上里町一般会計補正予算（第1号）について

出席議員（14人）

1番 黛 浩之君	2番 高橋 茂雄君
3番 高橋 勝利君	4番 飯塚 賢治君
5番 仲井 静子君	6番 猪岡 壽君
7番 齊藤 崇君	8番 植原 育雄君
9番 植井 敏夫君	10番 高橋 正行君
11番 納谷 克俊君	12番 沓澤 幸子君
13番 高橋 仁君	14番 新井 實君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長 山下 博一君	教育長 下山 彰夫君
総務課長 須長 正実君	総合政策課長 塚越 敬介君
くらし安全課長 望月 誠君	子育て共生課長 間々田 由美君
高齢者いきいき課長 飯塚 郁代君	産業振興課長 及川 慶一君
学校教育課長 高橋 淳君	学校教育指導室長 勝山 寛美君

生涯学習課長 小 暮 伸 俊 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 宮 下 忠 仁 主 任 横 尾 慎 也

◎開 議

午前10時49分開議

○議長（新井 實君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き、本日の会議を開きます。



◎日程第7 町長提出議案第41号 上里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（新井 實君） 日程第7、町長提出議案第41号 上里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 皆さん、おはようございます。

議案第41号について、御説明申し上げます。

上里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

御提案申し上げました議案第41号 上里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第46号）が施行されたことに伴い、所要の改正を行いたいので、本案を提出するものでございます。慎重御審議をいただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。なお、概要につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

○議長（新井 實君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 間々田由美君発言〕

○子育て共生課長（間々田由美君） 概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

初めに、概要でございますが、平成29年12月26日に閣議決定されました、平成29年の地方からの提案等に関する対応方針において、放課後児童支援員の基礎資格等について、規定内容の明確化及び資格要件の拡大が行われ、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

続きまして、改正条文について御説明申し上げます。

第10条第3項では、放課後児童支援員の資格要件を定めております。まず、同条同項第4号では、学校教育法の規定に基づき、学校の教諭となる資格を有する者を放課後児童支援員の基

礎資格者と定めております。教員免許更新制の導入により、教員免許状に有効性が付加されたことにより、学校の教諭となる資格を有する者の取り扱いが不明確な状況となっております。そこで、資格対象者を明確にするため、教員免許状の効力を問わず、何らかの教員免許を有する者を対象とするよう省令が改められたことに伴い「学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者」を「教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者」に改正するものであります。

次に、同条同項に新たな号を追加するものでございます。現在、中学校卒業者には、放課後児童支援員認定資格研修を受講できる規定はございません。今後の放課後児童支援員の人材確保を図るため、資格要件の対象者を拡大すべく省令が改められたことに伴い、第10号として、「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めた者」を加えるものであります。

最後に附則でございますが、施行期日を規定し、公布の日から施行するとし、改正省令の施行日である平成30年4月1日から適用するとするものであります。

以上で、上里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。

○議長（新井 實君） 質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） ただいまの放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正でありますけれども、閣議決定するに当たって、学童指導員等の現場の声を聞く機会を設けられてからの決定がされたのかどうか、ちょっとその辺、私、勉強不足でわかりませんので、教えていただければと思います。

○議長（新井 實君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 間々田由美君発言〕

○子育て共生課長（間々田由美君） 沓澤幸子議員の御質問に御説明させていただきます。

平成29年度の地方分権改革の推進に基づく地方からの提案に関する対応方針というものにより、今回の改正が行われたところでございまして、こちらについては地方分権改革が地方の発意に根差した新たな取り組みを推進するため、平成26年度から提案募集方式で行っているものでございます。その中での提案の中として今回、出てきたものというふうに聞いてございますので、必要などころからの要望に基づく改正というふうに、こちらとしては承知しておるところでございます。

以上です。

○議長（新井 實君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） この基準が決定するに当たっては、何回も何回も学童指導員関係者、長い経験を持っている人たちの現場の声、幅広い知識者の声を集めて決定して、まだ4年目に入ったばかりであります。一部地方においては、非常に指導員の確保が困難であったりして、古くから資格がなくても頑張っている人がいることは事実です。しかしながら、専門職としてどういう知識が必要かとか、そういう幅広い議論のもとで、最低は高校卒業の資格を持って2年以上の経験がある人という、いろんなさまざまな基準の中の一つとしてそれがうたわれたと思います。それで、そういう基準をつくるに当たっての指導員間たちの議論の中では、まだ高校卒業の資格を持っていない者は頑張る資格を取っていきましょうという努力もされてきた経緯があります。

一部地域、それはさまざまな全国の中ではそういう提案もあったでしょうけれども、省令を定める時点で幅広い議論で意見を聞いた者がこんななし崩し的に、そうした意見を聞いた人たちの声を再度聞かないで、閣議決定、あっという間にされてしまったなという感じがするわけなんですけれども、町長に対してはこういうその他として、町長が認めなければ決定はされないわけでありますので、町長としてはどのような考えをお持ちなのか、お聞きしたいというふうに思います。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 沓澤議員からの御質問をいただきまして、町長が適当と認める場合については、資格要件というのがあるかと思えます。私自身も、資格を幾つか持っていて、ISOの9001の資格の審査員をやっています、そういったところで研修を受けたとか、例えば5年間の実績ということはどうなっていますので、その中で研修を受けたか、そういったところは経験をどれだけ積んだかと、そういった基準の中で満たしているかどうか。それから、こういった経験を生かすための研修、必要な研修を受けて、ある程度の要件を満たしているかどうか、そういったものを資格要件という形で私は基準を決めていく必要があるのではないかと、そんなことを思っております。

以上です。

○議長（新井 實君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 今回の改正案は、中学を卒業してとは書いていませんけれども、い

わゆる今までは高校卒業以上の資格しかなかったんです。だけれども、今度はそれを中学卒業者まで広げて、それで5年以上ということで、それが資格要件の一つなわけなんです。だから、それでよしとして行きましょうというふうにしていくのかどうかということなんだと思いますけれども、私も学歴主義では、考え方はありません。しかしながら、やはり子どもたちの教育とか命にかかわる重大な仕事を担っていく責務として指導員の団体としましての考え方は、自分たちが自己研さん、認定資格を持ったからもういいというものではなくて、認定資格を取ってもなおかつ毎年、毎年、必要な研修をみずから積んでいきたいと思いますという申し合わせです。だから、義務化されているわけではないですけども、そういうものに基づいて一生懸命、私たちなども研修してきているわけです。ですから、その中に高校卒業できなかった。さまざまな事情で行けなかった人も含めて保障し合いながらも資格を取っていこうよという頑張りから指導委員会ではやってきていたわけなんです。

そうした指導員たちも、だから全国学童保育連絡協議会では、それには反対ですと。私たちは頑張って自己研さんに励みますということで今、署名なども全国的に展開をしているところでも閣議決定されてきたという経緯があります。そういうことに関して、全国からの意見がありました。それはあると思います、一部の地域においては。でも、それが全部の意見ではないということ考えたときに、あれだけ時間をかけて法制化にも、法制化されてからもずっと15年ぐらいかかったんです、この省令がつくられるまでに。その間、何の保障も基準もなかったわけなんです。

そういう中で、埼玉県がガイドラインを国に先駆けてつくって、何とかして国の基準として整備してほしいという、学童保育連絡協議会を通しての積み重ねの運動があった、その人たちは、そのことについて反対の立場をとっているわけなんです。ですので、緩和すべきところは何があるのか。緩和はしないで、やはり努力すべきところは何なのかということがあるんじゃないかと思いますので、町長はそれなりの5年ないしの実績やというふうにおっしゃいましたけれども、そこは非常に重要な点だと思いますので、再度お聞きしたいと思います。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 沓澤議員の質問にお答えしておきます。

放課後児童支援員ということで、基礎資格者ということですが、私自身も実際、5年間の経験とはいっても漠然としていますので、やはりその5年間の中で指導員がどれだけ能力を高める、スキルを高めるために研修なり重ねてきたかという努力をやはり評価する。それは大切かと思っております。大切な児童を預かる仕事ですので。また、その指導員の報償についても、それなりのやはり人材不足ということからすれば、今後はそういったところの上げてい

う努力、見直しをかけていく、そういったところは必要かと思ひまして、私自身も前から議会でも答弁しておりますが、子育てする関係者の皆様に対する御努力をきちんと評価していく、そういった制度ができればいいかと思っております。

以上でございます。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 12番日本共産党の沓澤幸子です。

町長提出議案第41号 上里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、反対の討論を行います。

放課後児童健全育成事業は、働くことと子育ての両立を願う保護者と指導員によってつくり、1997年に放課後児童健全育成事業として法制化されました。その後、全国的な一定水準の質を確保するための基準である放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準の奨励基準ができてまいりました。そして、全国の市町村が条例で基準を定め、2015年度から新制度が施行されています。奨励基準は全国的な一定水準の質の確保と言いつながら、その多くは参酌すべき基準となっています。子どもたちの生活する環境に大きくかかわる施設の面積や集団の規模なども参酌すべき基準の一つであります。そうした中で、従うべき基準は資格と配置基準の2点。指導員にとって指導員の配置と資格、この2点です。

今回の改正内容は、その2つの中の一つである資格について緩和をする内容の一部改正になっています。指導員不足は大きな課題ではありますが、指導員の資格や配置基準はそれ以上に重要なことではないでしょうか。放課後児童の健全育成という仕事を担う指導員の専門性の追求、認定資格研修を受けたから終了ではなくて、常に自己研さんと現任研修を重ねることが重要と働く現場では考えているわけです。

そうした全国学童保育連絡協議会では、こうした緩和に反対の署名に取り組んでいるのが現状です。子どもと安定的なかかわりを継続するためには、安定した雇用が不可欠です。全国的な指導員不足は職員の配置基準が厳しいことや、処遇改善がおくれていることが大きな要因の一つであります。新制度がスタートをし、まだ4年に差しかかったばかりである中で、この唯一守るべき、従うべき基準であるその一角がなし崩し的に、いわば後退する内容になっていますので、反対としたいと思ひます。

○議長（新井 實君） ほかに討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第41号 上里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 町長提出議案第42号 上里町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（新井 實君） 日程第8、町長提出議案第42号 上里町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 議案第42号 上里町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

御提案申し上げました議案第42号 上里町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令の施行に伴い、所要の改正をしたいので、本案を提出するものでございます。慎重御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。なお、概要につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

以上です。

○議長（新井 實君） 次に、担当課長より詳細を求めます。

高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 飯塚郁代君発言〕

○高齢者いきいき課長（飯塚郁代君） 概要及び内容について御説明申し上げます。

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準は、平成25年より町の条例を定め運用しておりますが、介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令が平成30年3月22日に公布され、厚生労働省令等について一部改正が行われました。そのため、基準省令の改正に伴う本条例の一部改正を御提案申し上げるものであります。

それでは、改正条文の内容について御説明申し上げます。

まず、看護小規模多機能型居宅介護のサービス供給量を増やす観点から、第2条の2中、「法人」に、「又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請を行う場合に限る。）を加えるものでございます。

次に、第5条第1号及び第46条についてでございます。介護人材の有効活用、機能分化のため「研修の課程」について介護保険法施行規則が一部改正されましたが、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護については、提供する者の範囲を従前どおりとすることから、「法第8条第2項に規定する政令で定める者」に「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下、施行規則という）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る」を加える改正でございます。

また、基準省令と整合を図り、第59条の9第4号及び第59条の10第5項中「指定地域密着型通所介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」に改めるものでございます。

最後に、附則についてですが、施行期日を公布の日と定めるものであります。

以上で、上里町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第42号 上里町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 町長提出議案第43号 上里町長の給料の特例に関する条例について

○議長（新井 實君） 日程第9、町長提出議案第43号 上里町長の給料の特例に関する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 議案第43号 上里町長の給料の特例に関する条例についてでございます。

御提案申し上げました議案第43号 上里町長の給料の特例に関する条例の提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由といたしましては、町の行財政運営の安定性を継続して確保するため、上里町長の給料の減額特例措置を設けたく、本案を提出するものであります。

上里町では、平成17年4月から平成30年3月まで町長、副町長及び教育長の町三役が特例条例を設け、給料等の減額を行ってまいりました。今回、上里町長につきまして、継続して町の行財政運営の安定性を確保するべく本条例によりまして、町長の給料の月額から減額率50%を実施するものでございます。この特例の適用期間を町長の任期の間と定め、任期満了4年後の平成34年5月10日までと規定されております。慎重御審議をいただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。なお、概要につきまして、担当課長から御説明申し上げます。

以上です。

○議長（新井 實君） 次に、担当課長より詳細説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 須長正実君発言〕

○総務課長（須長正実君） 上里町長の給料の特例に関することでございます。

条文は、上里町長及び副町長の給与等に関する条例（昭和44年上里町条例第11号）第3条の規定にかかわらず、上里町長の給料月額を同条の規定に定める給料月額から100分の50に相当する額を減じた額とする内容でございます。

附則は、第1項で施行期日について規定し、平成30年7月1日から施行するものでございます。また、第2項でこの条例の失効日を規定し、この条例の町長の任期中は減額の特例を継続

し、平成34年5月10日限りでその効力を失うというものでございます。

以上をもちまして、上里町長の給料の特例に関する条例についての提案及び内容説明とさせていただきます。

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） 11番納谷です。

先ほどの全協の中で、同僚議員からの質問でもあったんですけども、給料月額100分の50減額するというので、期末手当または退職金には影響しないということでありました。退職金については退職手当組合のほうでということなので満額、条例どおりの積み立てをしていて、47万円掛ける48カ月掛ける0.35ですか。満額支給されるのはわかります。

先ほど、平成17年4月から30年3月までの特例条例も、三役について減額されていたということで、それまでの間、たしか期末手当についても減額された額掛ける支給月数ということだったと思うんですけども、今回は先ほどの説明のとおり、あくまでも給料月額を減額するのみで、期末手当については満額77万円掛ける支給月数という認識でよろしいのでしょうか。もう一度、確認させていただきます。

○議長（新井 實君） 総務課長。

〔総務課長 須長正実君発言〕

○総務課長（須長正実君） 納谷議員の質問に対して御説明申し上げます。

確かに、御指摘のとおり、前町長、それから副町長、教育長につきましては給料及びボーナスにつきまして減額をしておたわけでございますけれども、今回の条例につきましては給料月額のみということでございまして、77万円を38万5,000円に減額するものでございます。ボーナス、それから退職金につきましては77万円で計算した額を支給いたします。

以上です。

○議長（新井 實君） 質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第43号 上里町長の給料の特例に関する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 町長提出議案第44号 物品購入契約の締結について

○議長（新井 實君） 日程第10、町長提出議案第44号 物品購入契約の締結についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 議案第44号 物品購入契約の締結について。

御提案申し上げました議案第44号 物品購入契約の締結についての提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、町のために使用することを目的とした寄附を受けたため、町が図書等資料を購入し、上里町立図書館に配架したいので本案を提案するものでございます。慎重御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。なお、概要につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

以上でございます。

○町長（山下博一君） 次に、担当課長より詳細説明を求めます。

生涯学習課長。

〔生涯学習課長 小暮伸俊君発言〕

○生涯学習課長（小暮伸俊君） 概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

現在、上里町立図書館は指定管理による運営を行っているところでございますが、今回、町のために使用することを目的とした寄附を受け、上里町立図書館資料の充実のため、町が指定管理外で図書等を購入し配架するものでございます。

次に、契約についてでございますが、上里町立図書館で図書等を利用するためには、マークと呼ばれる図書等のデータをバーコードと結びつけることが必要になり、図書等購入の際には業者はマークを付与しての納入となります。

町立図書館の電算システムは、株式会社図書館流通センター仕様であるため、他の業者が図書等を納入する場合、株式会社図書館流通センターからマークを購入して図書等とともに納入

することになります。株式会社図書館流通センターから図書等購入した場合は、指定管理業務に準じてマークとバーコードを結びつける作業等の費用は発生しませんが、他の業者から購入した場合には、指定管理外の作業として別途費用が発生いたします。このため、株式会社図書館流通センターとの契約では、図書等購入費以外の経費は発生せず、予算全てが購入費に充てられるため、地方自治法施行令第167条の2第2項及び第6項の規定に基づき、随意契約による仮契約を行ったものでございます。

つきましては、地方自治法第96条第1項第8号及び上里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

それでは、ここで、締結します契約内容について御説明申し上げます。

1、契約の目的としましては、平成30年度上里町立図書館用図書等資料購入でございます。

2番といたしまして、契約金額は1,000万円でございます。

3番といたしまして、契約の相手方は、東京都文京区大塚三丁目1番1号、株式会社図書館流通センター、代表取締役、石井昭でございます。

4番といたしましては、契約の方法は、先ほど申し上げましたとおり随意契約となっております。

以上で、物品購入契約の締結についての提案及び詳細説明になります。

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） 内容は大体、全協で説明していただいたのでわかったのですが、実は、今ちょっと思い出しまして、3月の予算議会のときに、図書購入ということで何か、教育長が答弁してくれたのかな、何かちょっと入がなかった1,000万円があったような気がするのですよ。これ同僚議員がちょっと指摘していたのですけれども、それとのかかわり、これは町のために使用するという目的で寄附を受けたわけですけれども、それとの因果関係というか、そこをよく調べてこなかったのですけれども、そんなようなこと、教育長、ありましたよね。その辺、ちょっともう一度、説明していただけますか。よろしく申し上げます。

○議長（新井 實君） 暫時休憩。

午前11時28分休憩

午前11時30分再開

○議長（新井 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

○教育長（下山彰夫君） 先ほど御質問の件でございますけれども、この件とは関係ございません。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。
12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 1点、お願いしたいんですけれども、いわゆるこのバーコード、TRCのシステムをもう既に導入しているの、新しく購入する本についても、それであれば新たに購入しなくてもTRCのバーコードを無料でつけられるから、そうすると本の購入も97%で購入できる、だから有利であると。有利であるから随意契約ということで、それは納得できるんですけれども、このバーコードを導入するという議論は既にされていて、そのバーコードできちっと管理していこうということについては、私も異存はなかったし賛成でありますけれども、今後、いつまでこのTRCが指定管理でいくのか。いわゆるTRCのバーコードだから今、そこが指定管理になっているから有利ですよということなのか、今後、指定管理のところが変わっても、引き続きこのバーコードが有効的になるものなのかどうか。その辺についてお聞きしたいんですが。

○議長（新井 實君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 小暮伸俊君発言〕

○生涯学習課長（小暮伸俊君） 沓澤幸子議員の御質問について、御説明申し上げます。

このマークといいますのは、本一冊一冊についている情報でございます。ですから、マークを一旦買えば、もう全てそれで賄えたというのではなくて、本1冊を買ったときに1つマークがついてくるというものでございます。

今回、バーコード、こちらにつきましては、一つの通し番号というような考えていただければいいと思うんですけれども、そのバーコードに一つ一つデータを、本とバーコードを一つのものとして電算上に結びつける、そういう作業を行って初めて図書として貸し出し、どんな本が今、蔵書にありまして、どんな本を貸し出しました、できたと、そういうようなことになります。

ですので、これからもバーコードにマークというのは順次つけていくことになるのですけれども、現在、TRCのマーク、こちらのほうを使っておりますので、全ての本が今、図書館の

本はTRCのマークということになりますけれども、今後、例えばTRC以外の会社がこちらの指定管理になった場合につきましては、その情報につきましては、現在のところ、どのような処理をするというところまでは決定しておりませんが、図書館の資料といたしまして次の業者が請け負った場合につきましても、そちらのほう、利用できるような形を今後検討していきたいというふうに考えております。

○議長（新井 實君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） バーコードで管理をしていくのは望ましいことだと思っています。やはり見落としがなく、どういう状態にあるかがすぐわかるわけですから、それはいいことだと思いますけれども、先のことを決めずに今、契約しているからTRCのマークを使っていますよというのはどうなのかなというふうに思うのです。例えば、今後、TRCではないところをお願いしたときには、そこからマークを購入しなければいけないということが発生するのではないのでしょうか。であるならば、全国共通の、だからどこに変わっても共通するバーコードという、そういう導入の仕方はできなかったのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（新井 實君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 小暮伸俊君発言〕

○生涯学習課長（小暮伸俊君） 沓澤幸子議員の御質問について、御説明申し上げます。

バーコードはこちらのほう、特に統一というものはございません。バーコード自体はこちらのほうは通し番号というようなことで考えていただければと思いますので、こちらのほうは特にTRCを使用という、そういうものはございません。

ただ、データにつきましては、こちらがそのバーコードに使うデータにつきましては、現在、TRCの、こちらのもを使用しておりますが、現在、公共の図書館等でTRCマークを採用している率ですけれども、現在90%ぐらい、全国ではございます。全体的に言いますと、こちらが全体的な仕様という形にはなると思うのですけれども、こちらの仕様につきまして、まだ現在その後の、わずかながら他の業者のマークというのもございますけれども、例えばそのマークを採用する場合になるか、それともTRCのマークをそのまま利用し続けたままで、次の業者にこのマークを存続させたまま委託するということになるかは、今のところ、まだはっきりとした結論は出ていないところでございますので、そちらについて今後、検討しながら業務のほうを進めていきたいというふうに考えております。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[発言する者なし]

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第44号 物品購入契約の締結についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



日程第11 町長提出議案第45号 監査委員の選任について

○議長（新井 實君） 日程第11、町長提出議案第45号 監査委員の選任についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

町長。

[町長 山下博一君発言]

○町長（山下博一君） 御提案を申しあげました議案第45号 監査委員の選任について、御説明を申し上げます。

委員の荒井干城氏が、5月1日をもちまして任期満了となりました。新たな監査委員として小島崔氏を選任いたしたく、御提案を申し上げるものでございます。小島崔氏は、大字五明241番地在住で、昭和18年12月28日生まれ、現在74歳でございます。

小島氏の経歴について御紹介いたします。

小島氏は、昭和37年3月に高校を卒業され、昭和37年4月に沖電気工業株式会社本庄工場に入社され、42年にわたり国内各地の支社、工場におきまして経理、総務、業務、管理部門を中心に経験されてこられました。

町の役職としましては、平成24年4月からは、地元五明行政区長を1期2年、平成26年4月からは、公民館活動推進員として1期2年務めてこられました。

以上のことから、小島氏は、人格・識見はもちろんのこと、長年民間企業で培った経理、総務、管理部門での経験、さらに、行政区長、公民館活動推進員等の経験から町行政の実情も把握しており、監査委員としてふさわしい方であるので、地方自治法第196条第1項の規定によりまして、議会の同意をいただきたく、ここに御提案を申し上げるところでございます。よろしく願い申し上げます。

○議長（新井 實君） これにて提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第45号 監査委員の選任についての件を起立により採決いたします。

本案はこれに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本案は同意することに決定いたしました。



日程第12 町長提出議案第46号 平成30年度上里町一般会計補正予算（第1号）

○議長（新井 實君） 日程第12、町長提出議案第46号 平成30年度上里町一般会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 御提案を申し上げました議案第46号 平成30年度上里町一般会計補正予算（第1号）について、御説明いたします。

平成30年度上里町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,037万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88億7,467万9,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものです。

第2条は継続費について、経費の総額及び年割額を第2表継続費補正により追加するものであります。

第3条は地方債について、第3表地方債補正により追加するものであります。

それでは2ページですが、第1表歳入歳出予算補正でございます。

初めに歳入ですが、款15県支出金は4,656万5,000円の増額補正で、経営体育成支援事業費補助金、埼玉県産地パワーアップ事業費補助金、教育支援体制整備事業費補助金の増額となって

います。

款17寄附金は50万円の増額補正で一般寄附金の増額となっています。

款19繰越金は381万4,000円の増額補正で、前年度繰越金の増額となっています。

款21町債は6,950万円の増額補正で、災害対策事業債の増額となっています。

歳入合計は、現予算に対して1億2,037万9,000円を追加し、88億7,467万9,000円とするものであります。

続いて、歳出でございます。

初めに、款2総務費は278万4,000円の増額補正で、上里サービスエリア周辺地区整備事業にかかわる看板設置等工事費や総合文化センター運営事業にかかわる空調修繕工事費の増額となっています。

款5農林水産業費は4,509万4,000円の増額補正で、経営体育成事業費補助金、埼玉県産地パワーアップ事業費補助金の増額となっています。

款6商工費は25万円の増額補正で、町商工会収穫事業補助金の増額となっています。

款8消防費は6,961万6,000円の増額補正で、防災行政無線のデジタル化にかかわる工事請負費施行管理業務委託料、また無線従事者の資格取得に必要な普通旅費や受講料の増額となっています。

款9教育費は263万5,000円の増額補正で、スクールサポートスタッフの雇用のための賃金や社会保険料、雇用保険料、労災保険料の増額となっています。

歳出合計も歳入同様、現予算に対して1億2,037万9,000円を追加し、88億7,467万9,000円とするものです。

次に、3ページをごらんください。

第2表、継続費補正につきましては、款8消防費、項1消防費、災害対策事業の防災行政無線デジタル化にかかわる工事費及び委託料につきまして、事業費の総額を3億1,475万7,000円、各年度の年割額を平成30年度が6,958万6,000円。平成31年度が1億2,258万6,000円。平成32年度が1億2,258万5,000円とし、継続費補正として追加するものです。

次に、4ページをごらんください。

第3表、地方債補正につきましては、平成30年度の防災行政無線デジタル化にかかわる工事費及び委託料につきまして、災害対策事業債を6,950万円の起債限度額として追加するものです。

以上、一般会計補正予算の提案理由説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、総合政策課長がお手元の補正予算の一覧で御説明申し上げます。

以上です。

○議長（新井 實君） 次に、担当課長より詳細説明を求めます。

総合政策課長。

〔以下、上程中の議案について 総合政策課長 塚越敬介君補
足説明〕

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） 今の説明で何点か質問させていただきます。

まず1点目は、総合政策課の上里サービスエリア周辺地区整備事業の看板の取り付け工事ということで、設置工事か、これが上り線の北側に、町有地に取り付けると。大きさ、ちょっと教えていただきたいと思います。

それから、くらし安全課、災害対策事業の主な歳出のほうですね、中段の委託料で、工事施工管理業務委託料304万3,000円が発生、計上されていますけれども、これは全協でも説明があったように3カ年計画で総額3億1,475万7,000円というふうに計上されていますが、この304万3,000円というのは1回こっきり、要するに30年度にこの業務委託で調査するということだと思うのですが、その後、2年目、31年度、32年度もこういった業務委託料が発生するのか。その1億2,000万円、31年度、32年度もそうですけれども、1億2,258万6,000円、5,000円とありますけれども、この中に含まれるのか、それとも、その都度発生するのか。

次に、その下の負担金補助及び交付金、無線従事者資格受講料とあります。これは、無線の資格というのは、要するにグレードがあるわけです。アマチュア無線だとか船舶無線とかいろいろ種類あるのですけれども、もっと高度のグレードの高いやつだと特殊無線技士とって、あと専門家が使う、何というのですか、かなり難しい資格、一技とか二技とかとあるのですけれども、このグレードはどの程度のグレードなのか教えていただきたいと思います。

それと、受講者、これ何名に対して2万6,000円なのか。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（新井 實君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 塚越敬介君発言〕

○総合政策課長（塚越敬介君） 先ほどの齊藤議員の御質問に対して説明いたします。

看板の大きさとのことでしたが、独立基礎の二本足で看板部分はおおむね2メートル四方を

予定しております。足の部分と合わせまして、高さは約3メートルとなる見込みでございます。

○議長（新井 實君） 暮らし安全課長。

〔暮らし安全課長 望月 誠君発言〕

○暮らし安全課長（望月 誠君） 齊藤議員の御質問に説明をさせていただきます。

防災行政無線の更新に伴います工事施工管理業務委託料でございますけれども、304万3,000円というのは初年度、平成30年度分でございます。2年目は385万6,000円、3年目が385万6,000円、合計1,075万5,000円を予定しております。

続きまして、無線の資格のグレードをとということでございますけれども、第3級陸上特殊無線技士という資格が必要でございます。1名の職員にこの資格を取りに晴海まで行ってもらう予定でございます。

以上です。

○議長（新井 實君） ほかに質問はございませんか。

3番高橋勝利議員。

〔3番 高橋勝利君発言〕

○3番（高橋勝利君） 一番下の学校教育課の関係なのですけれども、賃金のところに、スクールサポートスタッフ賃金と、こうあるんですよ。お金のことでなくて、こういう人たちはどのような人たちがこのサポートに当たるのか、ちょっと教えていただきたいというふうに思います。

○議長（新井 實君） 学校教育指導室長。

〔学校教育指導室長 勝山寛美君発言〕

○学校教育指導室長（勝山寛美君） 教員経験者でありますとか、地域での活躍されている方とか、いろいろなところから学校教育に対して理解のある方を選んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

3番高橋勝利議員。

〔3番 高橋勝利君発言〕

○3番（高橋勝利君） このサポートという対象者は、どういう人を対象にしてサポートしてくれるのかをお答えしていただきたいのです。

○議長（新井 實君） 学校教育指導室長。

〔学校教育指導室長 勝山寛美君発言〕

○学校教育指導室長（勝山寛美君） お答えいたします。

教員をサポートしていただくというサポートスタッフでございます。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） ただいまのスクールサポートスタッフの部分なのですけれども、以前に何か説明していただいた記憶があるのけれども、ちょっと忘れてしまったので再度確認したいのですけれども、1日何時間サポートしていただけるのか、そのことによって先生たちの超過勤務というのですか、どのぐらい減る見込みを予定されているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（新井 實君） 学校教育指導室長。

〔学校教育指導室長 勝山寛美君発言〕

○学校教育指導室長（勝山寛美君） お答えいたします。

1日は7時間45分、フルタイムでございます。実際の負担軽減の部分の具体的な実数に関しましては、今年度からの導入ということでまだ未知の部分がございますが、私のほうで県の会議に行き来中での情報ですと、こういった取り組みをしているところにおいては非常に先生方の大きな負担軽減になっているということを知りてきています。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） 災害対策事業の防災行政無線デジタル化整備工事費の計上に伴いまして、その事業費といたしまして、町債を、起債をするということでございます。

この緊防災、先ほど事業費の100%充当、70%交付税措置というお話でありましたが、たしか記憶では償還期間が短い起債だったかなと記憶をしていますが、その据え置き期間であったり、償還の期間というのはどのぐらいのものなのでしょうか、御説明いただきたいと思えます。

○議長（新井 實君） 暫時休憩。

午後0時09分休憩

午後0時09分再開

○議長（新井 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総合政策課長。

〔総合政策課長 塚越敬介君発言〕

○総合政策課長（塚越敬介君） 先ほどの納谷議員の御質問に対して説明させていただきます。

緊急防災・減災事業債の償還年数と、あと据え置き期間とのことでしたけれども、今は耐用年数によるとされておるものです。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより町長提出議案第46号 平成30年度上里町一般会計補正予算（第1号）についての件
を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散 会

○議長（新井 實君） 本日はこれをもって散会いたします。

午後0時12分散会